

自転車の違反に交通反則切符と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



主な違反行為について



自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」罰則強化 (令和6年11月1日 道路交通法改正)



携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索